

砂川市規則第13号  
令和8年4月1日

砂川市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市会計規則の一部を改正する規則

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に、「振出」を「振出し」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 所属長 次に掲げる職員をいう。

- ア 砂川市事務分掌規則（平成10年規則第16号）第3条第1項に規定する部長及び課長並びに会計課長
- イ 議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び農業委員会事務局の事務局長及び次長
- ウ 監査事務局の局長
- エ 教育次長及び砂川市教育委員会事務処理規程（平成10年教育委員会訓令第3号）第2条第7号に規定する課長

第2条第11号を次のように改める。

(11) 納入通知書等 納入通知書兼領収書（様式第1号。以下「納入通知書」という。）、納税通知書、納付書、納入書及び戻入通知書兼領収書をいう。

第2条第12号中「納入通知書等」の次に「（当該納入通知書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同号を同条第14号とし、同条第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 財務会計システム 電子計算機を利用して財務会計に関する事務を総合的に処理する電子情報処理組織をいう。
- (13) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

（財務会計システムによる事務処理）

第2条の2 この規則の規定により行う書類の作成、提出、通知その他の事務処理について、財務会計システムを利用することができる場合は、原則として財務会計システムにより行わなければならない。

- 2 この規則の規定により作成する書類については、財務会計システムにより作成する電磁的記録をもって代えることができる。
- 3 障害その他の事由により財務会計システムを利用することができない場合における事務の取扱いは、別に定めるところによる。

第3条第2項中「2」を「別表2」に改める。

第7条中「署名押印」を「署名」に改める。

第8条第3項中「随時」を削り、「検査」を「随時検査」に改める。

第13条中「保存」を「保管」に改める。

第15条第2項中「様式第1号」を「様式第2号」に改める。

第17条中「調定額」を「調定金額」に改める。

第18条中「調定書により、」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 第15条から前条までの規定による歳入の調定を財務会計システムにより行った場合において、作成した当該電磁的記録は、前項の規定による通知とみなす。

第19条第1項中「納入通知書（納入通知書兼領収書）（様式第2号）その他の」を削り、同条第2項中「納入通知書」を「通知に当たって」に、「通知しなければならない」を「送付しなければならない」に改める。

第20条中「調定額」を「調定金額」に改め、同条第2号中「すでに納入通知書等が送付されているが、その収納がされていないものについては、直ちに」を削り、「変更後の納付すべき金額」を「当該調定金額に係る歳入が未だ収納されていない場合においては、改めて納付すべき金額」に改める。

第21条中「当該納入通知書」を「当該納入通知書等」に改める。

第22条に後段として次のように加える。

この場合において、市長印の押印に代えてその印影の印刷又は電子情報処理組織による電子印（電磁的記録に記録した市長印の印影をいう。）の印字によることができる。

第23条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第26条の見出しを「（釣銭）」に改め、同条中「釣り銭」を「釣銭」に改める。

第28条第1項中「（納入通知書兼領収書）」を削る。

第31条第1項中「の納入」を「の納付」に改め、同条第2項中「払込まなければならない」を「払い込まなければならない」に改める。

第35条第1項中「支払い」を「支払を」に改め、同条第3項中「取り消し後」を「取消し後」に改める。

第36条の見出し中「払戻」を「払戻し」に改め、同条第1項中「払戻しようとする」を「払い戻す」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に、「支払い」を「支払」に改める。

第37条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、不納欠損処分を財務会計システムにより行うことで作成した当該電磁的記録は、会計管理者への通知とみなす。

第38条中「調定額」を「調定金額」に改める。

第39条を次のように改める。

(調定金額と収入金額の照合)

第39条 会計管理者は、第18条の規定により調定の通知を受けたときは、随時調定金額と納入された収入金額を照合することにより、当該収入金額について管理するものとする。

第40条第1項中「(磁気ディスクを含む。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 会計管理者は、日々の収入を整理するため、歳入日計表(様式第9号)を作成するとともに、収入原符を年度、会計及び科目別に区分して作成した収入原符総括票(様式第10号)の必要項目を同表に転記する。

第40条第3項前段中「うえ」を「上」に改め、同項後段を削る。

第41条第1項中「歳入振替書」を「振替命令書」に改める。

第42条第2項中「別表4」を「、別表4」に改める。

第43条中「支出命令書(様式第13号)又は支出負担行為兼支出命令書(様式第14号の1・14号の2)(以下これらを)」を「支出負担行為兼支出命令書(様式第14号。以下)」に改める。

第44条第1項中「うえ」を「上」に改める。

第46条第1項中「及び4」を「及び別表4」に、「提示」を「提示し、」に改め、同条第2項中「支出伝票」を「支出命令書」に改め、同条第3項中「前項第1号から第3号」を「前項第1号から第3号まで」に改め、同条第4項中「同項」を「同号」に改める。

第47条本文中「すべて」を「全て」に改める。

第49条第3号中「消滅される」を「消滅させる」に改める。

第50条中「歳出振替書（様式第15号）」を「振替命令書」に改める。

第57条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条本文中「支払い」を「支払」に、「うえ」を「上、」に改める。

第58条中「銀行」を「金融機関」に改める。

第60条第1項中「支払い」を「支払」に改め、同条第3項中「若しくは」を「したとき、又は」に改める。

第61条中「4月10日」の次に「（休日等に当たるときは、期日を繰り下げる。）」を加える。

第63条中「第162条第1号から第5号」を「第162条第1号から第5号まで」に改める。

第64条第1項中「債権」を「債務の額」に改める。

第65条中「第163条第1号から第7号」を「第163条第1号から第7号まで」に改める。

第66条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「書類には支出負担行為確認印（様式第20号）を押印し」を「書面により送付された書類は」に改める。

第68条第2項中「あたる」を「当たる」に改める。

第69条及び第72条中「支払い」を「支払」に改める。

第73条第2項中「支払い」を「支払」に改め、同条第3項中「若しくは磁気ディスクの交付又はデータの伝送」を「又は当該口座振込依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に改め、同条第4項中「前項の口座振込依頼書若しくは磁気ディスクの交付又はデータの伝送による」を「前項に規定する」に改める。

第74条第1項中「支払い」を「支払」に改める。

第76条を次のように改める。

（支払後の整理）

第76条 会計管理者は、電磁的記録を用いないで行った支払に係る支出命令書を年度、会計及び科目別に区分して整理しなければならない。

- 2 支出命令者は、電磁的記録を用いて行った支払に係る支出命令書を年度、会計及び科目別に区分して整理しなければならない。
- 3 会計管理者は、前2項に規定する支出命令書の整理後に歳出日計表（様式第24号）を作成しなければならない。

第5章第5節の節名中「振出」を「振出し」に改める。

第78条中「振出す」を「振り出す」に改める。

第80条第1項後段中「小切手が支払い」を「、小切手が支払を」に改める。

第81条中「支払い」を「支払」に改める。

第82条第1項中「振出した」を「振り出した」に改める。

第83条第3項中「支出命令書」を「支出命令者」に、「手続き」を「手続」に改める。

第84条中「調定書を歳計外受入書（様式第27号）、支出命令書を歳計外払出書（様式第28号）と読み替えるほか」を「別に定めのあるものを除き」に改める。

第86条第1項中「第156条第1項」を「第156条第1項各号」に改める。

第88条中「手続き」を「手続」に改める。

第90条第1項中「若しくは」を「又は」に、「納入通知書」を「、納入通知書」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第94条第2項中「5の2」を「別表5の2」に改める。

第97条中「管理及び保管しなければならない」を「管理し、保管しなければならない」に改める。

第99条第1項中「手続き」を「手続」に改める。

第101条第2項中「売却に」を「、売却に」に改める。

第102条第2項中「10万円」を「30万円」に改める。

第106条第3項中「これを審査し」を「当該用品請求票を審査し、払出しを決定したときは、」に改

める。

別表 2 現金分任出納員の項中

「

子育て支援課	子育て支援課長	〃
	子育て支援係長	〃
	子ども保育係長	〃
	保育所長	〃
	保育園長	〃

」

を

「

子育て支援課	子育て支援課長	〃
	子育て支援係長	〃
	子ども保育係長	〃
	保育所長	〃
	保育園長	〃
	子育て支援センター所長	〃

」

に改める。

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 7 号から様式第 9 号まで及び様式第 12 号を次のように改める。

様式第 13 号を次のように改める。

様式第 13 号 削除

様式第 14 号の 1 を次のように改め、同様式を様式第 14 号とする。

様式第 14 号の 2 及び様式第 15 号を次のように改める。

様式第 14 号の 2 削除

様式第 15 号 削除

様式第 16 号及び様式第 17 号を次のように改める。

様式第 20 号を次のように改める。

様式第 20 号 削除

様式第 22 号を次のように改める。

様式第27号及び様式第28号を次のように改める。

様式第27号 削除

様式第28号 削除

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の砂川市会計規則の規定は、令和8年度の予算に係る会計事務から適用し、令和7年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

様式第1号

年度 砂川市

納入通知書兼領収書											
納入者											
会計											
科目	<table border="1"> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> <td>細節</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	款	項	目	節	細節					
款	項	目	節	細節							
金額											
内容											
担当課											
納入期限	年 月 日										
納入場所	指定金融機関 北洋銀行 収納代理金融機関 北海道銀行、北門信用金庫 北海道労働金庫、新砂川農業協同組合 空知商工信用組合砂川支店										
	上記のとおり納入して下さい。 年 月 日 砂川市長										
	領収印										
上記のとおり領収しました。											

呼出番号：

(納付者保管)

年度 砂川市

納入書											
納入者											
会計											
科目	<table border="1"> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> <td>細節</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	款	項	目	節	細節					
款	項	目	節	細節							
金額											
内容											
担当課											
納入期限	年 月 日										
	上記の金額を納入します。										
	領収印										

(取扱金融機関保管)

年度 砂川市

納入済通知書											
納入者											
会計											
科目	<table border="1"> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> <td>細節</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	款	項	目	節	細節					
款	項	目	節	細節							
金額											
内容											
担当課											
納入期限	年 月 日										
	伝票番号 呼出番号  元調定伝票番号：										
	領収印										
砂川市 会計管理者											
上記のとおり領収しましたので通知します。											

(砂川市保管)

# 調定書

令和 年 月 日 決裁						
係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長
起 票 日		年 月 日		予 算 区 分		
所 属						
会 計						
科 目	款					
	項					
	目					
	節					
	細 節					
	細々節					
金 額		円		累 計 額		円
件 名						
摘 要						
納 入 者	住 所					
	氏 名					

伝票番号

呼出番号

整理番号

出 納 機 関			
会計係	会計係長	会計課長	会計管理者

(主管課→会計課)

## 過誤納還付金命令書

令和 年 月 日 決裁						
係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長
起 票 日		年 月 日		予 算 区 分		
所 属						
会 計						
科  目	款					
	項					
	目					
	節					
	細 節					
	細々節					
金 額		円				
件 名						
摘 要						
債 権 者 等	支 払 方 法				支 払 希 望 日	
	住 所					
	氏 名					
	銀 行 / 口 座					
	口 座 名 義 人				債 権 者 番 号	
領 収	住 所					領 収 印
	氏 名					

上記の金額を領収しました。

年 月 日

砂川市

伝票番号

呼出番号

整理番号

出 納 機 関				執 行 済	
会計係	会計係長	会計課長	会計管理者		

(主管課→会計課)

## 不納欠損処分通知書

令和 年 月 日 決裁						
係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長
起 票 日		年 月 日		予 算 区 分		
所 属						
会 計						
科  目	款					
	項					
	目					
	節					
	細 節					
	細々節					
金 額		円		累 計 額		円
件名						
摘  要						
納 入 者	住 所					
	氏 名					

出 納 機 関			
会計係	会計係長	会計課長	会計管理者

伝票番号

呼出番号

整理番号

(主管課→会計課)



砂川市

年度

## 振替命令書

令和 年 月 日 決裁							合 議		
係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長			

起 票 日		振 替 希 望 日	
起 票 所 属			

振 替 元		振 替 先	
区 分		区 分	
年 度	年度	年 度	年度
会 計		会 計	
所 属		所 属	
予算区分		予算区分	
款		款	
項		項	
目		目	
事 業		事 業	
節		節	
細 節		細 節	
細々節		細々節	

金 額		金 額	
	円		円
収納累計/何済額		収納累計/何済額	
	円		円
差引予算残額		差引予算残額	
	円		円
伝 票 番 号		伝 票 番 号	

件名	
----	--

摘要	
----	--

出 納 機 関			
会計係	会計係長	会計課長	会計管理者

区 分
→

伝票番号

呼出番号

整理番号

(主管課→会計課)

## 支出負担行為兼支出命令書

令和 年 月 日 決裁							合 議		
係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長			

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分			
所 属					
会 計					
科 目	款				
	項				
	目				
	事 業				
	節				
	細 節				
細々節					

金 額								円
前回繰越額	円	控 除						円
予算配当額	円							円
負担行為何済額	円							円
予算配当残額	円							円
源泉支払内容								

件 名		検 収 日	
		検 収 者	

摘 要			
-----	--	--	--

債 権 者 等	支 払 方 法		支 払 希 望 日	
	住 所			
	氏 名			
	銀 行 / 口 座			
	口 座 名 義 人		債 権 者 番 号	

領 収	住 所		領 収 印	
	氏 名			

上記の金額を領収しました。

年 月 日  
砂川市

伝票番号      呼出番号

出 納 機 関				執 行 済
会計係	会計係長	会計課長	会計管理者	

整理番号

(主管課→会計課)

# 戻入命令書

令和 年 月 日 決裁						
係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分
所 属		
会 計		
科 目	款	
	項	
	目	
	事 業	
	節	
	細 節	
	細々節	

金 額	予 算 配 当 額	円
	負 担 行 為 何 済 額	円
	予 算 配 当 残 額	円

件 名	
-----	--

摘 要	
-----	--

納 入 者	住 所	
	氏 名	

戻入元伝票番号	
---------	--

伝票番号 呼出番号

整理番号

出 納 機 関			
会計係	会計係長	会計課長	会計管理者

(主管課→会計課)

様式第17号

年度 砂川市  
戻入

納入通知書兼領収書	
納入者	
会計	
科目	款 項 目 部 節 細部
金額	
内容	
担当課	
納入期限	
納入場所	
指定金融機関	北洋銀行
収納代理金融機関	北海道銀行、北門信用金庫 北海道労働金庫、新砂川農業協同組合 空知商工信用組合砂川支店
上記のとおり納入して下さい。	
	領収印
上記のとおり領収しました。	

呼出番号： (納付者保管)

年度 砂川市  
戻入

納入書	
納入者	
会計	
科目	款 項 目 部 節 細部
金額	
内容	
担当課	
納入期限	
上記の金額を納入します。	
	領収印

(取扱金融機関保管)

年度 砂川市  
戻入

納入済通知書	
納入者	
会計	
科目	款 項 目 部 節 細部
金額	
内容	
担当課	
納入期限	
伝票番号 呼出番号	
	領収印
上記のとおり領収しましたので通知します。	

(砂川市保管)

口座振込通知書

下記のとおり振込手続をとりましたので  
お知らせします。

〒

様

砂川市

〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市会計管理者

債権者コード

電話番号 0125-54-2121 (代表)

支払金の内容についてのお問い合わせは、下記担当課に直接ご照会ください。

伝票番号	担 当 課	請求書No.	振 込 金 額	件 名	支払日